

東日本大震災における
廃棄物処理の支援内容

公益社団法人全国都市清掃会議
平成25年11月29日

1. 全国都市清掃会議の概要

- 全国の自治体(市区町村:正会員)と企業(賛助会員)等が、市区町村の廃棄物行政の問題解決のために組織する公益社団法人
- 昭和22年設立(昭和51年社団法人、平成24年公益社団法人へ移行)
- 会員自治体数 882(加入率51%)
 - 市・特別区 559(加入率69%)
 - 町村 323(加入率35%)<平成25年10月現在>
- * 会員自治体の人口1億630万人(全人口の83%)
- 賛助会員(60社) 特別会員(5団体、10法人、個人58人)
- 会長 横浜市資源循環局長 名誉会長 横浜市長

2. 支援体制[発災直後]

(1) 全都清災害対策本部の設置

- 平成23年3月11日(金)午後2時46分東日本大震災
- 3月12日(土)環境省廃棄物対策課より応急活動の
協力依頼
- 3月13日(日)会員都市への被災地支援要請依頼
- 3月14日(月)

環境省災害廃棄物対策特別本部長から協力要請
災害対策本部立ち上げ
(時間外・夜間の連絡体制発足)

(2)被災自治体との連絡体制

当会議の理事都市の盛岡市、仙台市、評議員都市の福島市に県内の被災状況や支援のニーズなどの情報収集と連絡調整を依頼。(3月18日)

* 被害が甚大なため、災害対策本部が機能していない自治体が多く、当面は、個々の自治体との連絡は、困難であるため、さらに被災地との連絡が錯綜しないよう配慮した。

3. 支援活動と内容

(1) 当面の支援活動の基本的考え方(当面は、ボランティアで)

支援に要する人員、資・機材は、支援を行う自治体の経費負担とする。支援先の宿泊及び食料の確保等支援に必要な事項については、支援を行う自治体での対応とする。

(2) 支援内容

- ・ 支援の要請と支援リストの作成
- ・ 支援要請自治体と支援可能自治体との情報提供・連絡調整
(=マッチング)
- ・ 被災地の情報収集と支援ニーズの把握
- ・ 被災自治体との連絡体制と会員への情報提供
- ・ 環境省など国の関係機関との情報交換、連絡調整
- ・ 被災地支援に関する国への要望行動
- ・ 廃棄物処理施設の被害状況調査

4. 支援内容 I (発災から1週間)

(1) 支援リストの作成、公表(支援の枠組み=マッチング)

- 3月13日(日)会員都市への被災地支援要請依頼
- 3月16日(水)183自治体支援申し出(その後順次追加更新)
パッカー車、バキュームカー、ダンプカーなどの車輛(乗組員含)
仮設トイレ、簡易トイレ、トイレパック等の資器材、人的支援
- 3月17日(木)全都清HP, 環境省HPで支援リストの公表
- 3月18日(金)被災地への情報提供

その一方で、被災自治体からは

「今は廃棄物処理よりも、人命救助の段階……」

「ガソリン、重油、軽油等がない状況では、来てもらっても……」

支援の依頼文

3/12環境省から・3/13全都清から・3/14環境省災対本部から

事務連絡
平成23年3月12日

社団法人 全国都市清掃会議 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

平成23年度東北地方太平洋沖地震の応急活動について(協力依頼)

廃棄物の適正処理の推進につきましては、日頃より御尽力いただき、有難うございます。

さて、既に御承知のとおり、昨日発生した標記震災により、広範囲の地域に甚大な被害が生じており、これに伴い、膨大な量の生活ごみ、し尿、がれき等の災害廃棄物が発生しているところです。

今後の状況によっては、被災地から他の地域に対し、災害廃棄物の処理への協力要請がなされることも想定されます。

については、貴団体におかれましては、被災地以外から提供可能な人員・機材(パッカー車、バキュームカー、簡易トイレ等)を可能な範囲で把握していただき、当省あて情報提供いただくとともに、被災地に対する協力について、特段の御配慮をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<連絡先>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課 担当:敷田、播磨
TEL:03-3581-3351(内線 6848)
E-mail:hairi-haitai@env.go.jp

全都清第 161 号
平成23年3月13日

会 員 各 位

社団法人 全国都市清掃会議
会長・横浜市長 林 文子

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る支援活動について

(社)全国都市清掃会議の運営に関しましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、既にご承知のとおり、一昨日発生した標記震災により、広範囲の地域に甚大な被害が生じており、この震災に伴い、膨大な量の生活ごみ、し尿、がれき等の災害廃棄物が発生しております。

このたび、環境省より別紙のとおり「平成23年東北地方太平洋沖地震の応急活動」について、被災地域に提供可能な人員・機材(パッカー車、バキュームカー、簡易トイレ等)などの情報提供に係る協力依頼がございました。

つきましては、全都清としてもできる限りの協力をしたいと考えますので、貴会員におかれましては、被災地域へのご支援、ご協力についてご検討いただき、別紙によりご連絡をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

(社)全国都市清掃会議
総務部 福島・矢作・大竹・菅原
03-5804-6281
FAX: 03-3812-4731

平成 23 年 3 月 14 日

社団法人 全国都市清掃会議

会長 林 文子 様

環境省災害廃棄物対策特別本部長

環境大臣政務官

桶高

剛



平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震により生じた
災害廃棄物の処理への御協力について

この度の地震により、多数の方々が被災されたことに関し、心から痛ましく思いますとともに、一日も早い復興をお祈りいたしております。

さて、被災地では、膨大な量の生活ごみ、し尿、がれき等の災害廃棄物が発生しており、これらは、災害応急活動の妨げとなるだけでなく、衛生状態の悪化による病気の発生など、二次災害の発生を招くおそれがあり、その適正な処理を進めることが急務となっております。

しかしながら、未曾有の規模で起きたこの度の地震による被害は甚大であり、被災地の廃棄物処理施設にも大きな被害が生じており、また、災害廃棄物処理に従事する人員の確保も困難となっております。

今般、廃棄物行政を所管する環境省では、「環境省災害廃棄物対策特別本部」を立ち上げ、松本環境大臣の命により私が本部長に任ぜられました。組織を挙げて、被災した地方公共団体の支援に努めてまいります。災害廃棄物の処理体制の構築を進めるに当たっては、少しでも多くの関係団体・関係者の協力を得ることが必要です。

つきましては、貴団体におかれましても、事情を御高察の上、可能な限り被災地における災害廃棄物処理への御協力をお願い申し上げます。

一日も早い被災地の復興に御支援いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

(2) 国への緊急要望書の提出等

・薬剤、燃料の確保

被災地から、資機材を動かす燃料及びし尿や廃棄物処理を行うための薬品が不足しているとの要請があり、内閣総理大臣あてに3月16日(水)要望書を提出。

(環境省および経済産業省から業界等への協力依頼)

・環境衛生対策への対応(3月15日以降)

避難所用だけでなく、仮設トイレ・ポータブルトイレ増設要望強く、順次追加支援実施。

防臭、防虫、消毒対策(専門業者の紹介と派遣)

3/16要望書(薬剤・燃料の確保)

平成23年3月16日

内閣総理大臣

菅 直 人 様

社団法人 全国都市清掃会議

会長・横浜市長 林 文子

東北地方太平洋沖地震に伴う清掃事業における燃料及び薬剤等の確保についての要望書

日頃より、当会議の管理運営に特段のご理解とご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの東北地方太平洋沖地震の被害につきましても、被災者の皆さんに深くお見舞いの言葉を申し上げますとともに、被災地の一刻も早い復興を願っているところです。

さて、清掃事業は公衆衛生の確保と地域環境の保全を主な目的としておりますが、したがって被災地の復興はもちろんのこと一般市民の環境保全に大きな役割を果たすものであります。

しかるに震災後におきましては、当会の会員、それも被災地のみならず周辺自治体も含めた会員から、事業の継続に必須な燃料や薬剤等の入手・確保がきわめて困難な状況となってきたとの情報が届いております。

安定的な清掃事業の確保は行政としての大きな使命の一つです。また当会では現在全国の会員である市区町村の清掃事業を所管する部局に対し被災地の支援を呼びかけております。

これら燃料や薬剤等の確保に特段のご配慮をいただきたく要望いたします。

(3) 会員自治体向けの支援活動について(平成23年3月18日通知)

事務連絡

平成23年3月18日

会員各位

(社)全国都市清掃会議災害対策本部

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る支援活動について

標記について、被災地域へのご支援、ご協力をお願いしたところ、早速ご回答をいただきありがとうございます。

また、全都清からのご連絡が遅くなり申し訳ありませんでした。

いただいた支援に関する3月16日12時現在の情報については環境省に報告したところ、17日に環境省のホームページで公開されたのでご連絡いたします。

さて、現在、本部では仙台市、盛岡市、福島市に周辺市町村を含めての被災状況及び必要な支援に関する情報の提供をお願いしているところですが、被災地においてはガソリン、軽油、重油等の燃料が不足しており、この改善がないと災害廃棄物の処理に係る支援活動の遂行が困難な状況にあります。

しかしながら、現地における災害廃棄物の処理に関する支援活動は一刻でも早く実施しなければなりません。

また、被災の自治体ごとに支援の必要な状況が異なると考えられます。

そこで、被災自治体等にメールで、先の支援に関する情報を提供することといたしました。

つきましては、今後被災自治体から直接連絡が入った場合は、相互に連絡調整を密にしたうえで、支援活動を開始いただきますようお願いいたします。

なお、支援にあたっては別紙をご参照ください。

1 被災地の状況

- ① 物資輸送路が確保されていないところが多い。
- ② 動力源である燃料(ガソリン、軽油、重油等)が確保されていない。
- ③ ライフラインの復旧が遅れており、電話やインターネットが使えないところもある。
- ④ 被害の多い自治体が多く、災害対策本部が機能していないところが多くある。

2 支援の考え方

- ① 支援に要する人員、資・機材は、支援を行う自治体の経費負担でお願いします。
- ② 被災地の状況から、宿泊及び食料の確保については、支援を行う自治体での対応をお願いします。(電気、ガス、水道等の利用については、事前に現地とよく確認してください。)
- ③ 被災地では、燃料の確保がまだ難しい状況にあるため、予備燃料の持参を検討ください。
- ④ 緊急通行車両確認標章の交付申請手続きについては、別紙2をご参照ください。

5. 支援内容Ⅱ（発災後2～3週）

支援申し出 3月28日（月）現在 203自治体に

被災自治体からは、

「まだ、パッカー車が入れる状況にない……」

「もう少し条件が整ってからにして欲しい……」

「今来ても、廃棄物処理はまだ出来ない……」

・要望として

「パッカー車よりも、平ボディ車で不足している生活物資を積んできてほしい。」

防寒着、下着、レトルト食品etc

実情を環境省に伝えるとともに、会員自治体で可能な限り対応する。

被災地支援要請品目(平成23年4月5日)

No	市町村名	支 援 品 目
1	A	1,ラップ 2,アルミホイル 3,くつ(種類を問わない)
2	B	1,カップラーメン 2,缶詰 3,トイレトペーパー 4,朝夕食時のおかず類
3	C	1,仮設住宅の関係で大型のゴミ箱
4	D	1,缶詰(缶きり不要) 2,レトルト食品 3,野菜・果物
5	E	1,缶詰(肉, 魚) 2,カップ麺 3,レトルト(カレー,牛丼) 4,インスタントみそ汁 5,牛乳, 6,乳製品
6	F	1,レトルト食品 2,魚の缶詰,調味料(マヨネーズ、ケチャップ類含む) 3,バケツ 4,たらい 5,包丁 6,まな板

6. 支援内容Ⅲ（発災後4週）

4月上旬に入って

- ・可燃ごみの収集運搬が徐々に始まる。

被災家屋から出された家具や商品等の可燃ごみの収集運搬についての支援要請に基づき、支援を行う。

（パッカー車、ダンプカー、平ボディ車により対応できる廃棄物）

- ・建物解体やがれきの撤去は、地元業者等への委託により処理されている。

（ユニック、ニフラ等建設用の機材を必要としており、廃棄物部門の機材では、業務対応が難しい。）

7. 支援内容Ⅳ(発災5週)

支援申し出 4月12日(火)現在 211自治体

全都清経由のマッチングで8自治体が岩手県、宮城県の被災自治体に出発

(4月上旬から中旬)

支援先 岩手県:1市、宮城県:2市・2町

その後順次マッチングが成立した自治体に支援を順次継続。

* その他市長会・支援協定・交流都市等のルートで支援が

8.支援内容V(発災後6か月)

(平成23年10月末現在支援状況)

- 支援団体 41団体
- 人員 1700人
- パッカー車 160台、ダンプカー 30台
- バキュームカー 15台
- 仮設トイレ 500基、簡易トイレ 4000基
- トイレパック等 30万袋、
- ごみ袋・ごみネット20万枚
- ボランティア用器材
ゴーグル、火ばさみ各1000個、防塵防臭マスク1万個
- レトルト食品 1万食
- 調理、家庭用品(まな板、包丁、掃除用品等)

9. 支援内容VI(発災後6か月以降)

- (1)発災後6か月経過以降は、人的支援(含パッカー車等必要器材)に切り替わる。(協定による派遣等)
- (2)24年以降は被災自治体への人的支援=(スタッフの派遣)となる。
技術系:廃棄物処理施設の整備・解体。除染関係等
事務系:補助金申請、処理計画策定等の廃棄物行政事務
- (3)岩手県2町、宮城県2市1町、福島県2市2町から支援要請
(全都清ルートに対して)
 - ・3自治体=派遣決定
 - ・3自治体=支援要請取り下げ(別ルートで確保)
 - ・3自治体=紹介し調整したが条件合わず、不成立
- (4)環境省の任期付職員募集への協力(24・25・26年度採用分)
24年1月、24年10月、25年10月に
会員自治体、賛助会員企業に周知、自治体OB職員の紹介

10.東日本大震災関連の取組み

(1)東日本大震災に関する緊急決議採択

平成23年5月26日(木)通常総会時(鹿児島市開催)・・・別紙

(2)被災地から現地報告(仙台市、盛岡市)23年5月26日総会時

(3)全都清研究・事例発表会での取組み

- ・24年1月函館市開催(参加者500人)

「東日本大震災対応報告」を仙台市、盛岡市が行う。

放射性物質の汚染された廃棄物のセッションを新規に設けた。

(発表件数9件)

- ・25年2月北九州市開催(参加者660人)

災害廃棄物のセッションを新規に設けた。(発表件数8件)

放射性物質の汚染された廃棄物(発表件数14件)

- ・26年1月盛岡市開催

放射性物質の汚染された廃棄物(14件)災害廃棄物(12件)

(4) 機関紙「都市清掃」での取り組み

「特集／東日本大震災で発生した災害廃棄物等について

(その1)」2012年3月号

震災発生当初の状況から、災害廃棄物等の発生の全体像、これら大量な災害廃棄物等の管理や処理について取り上げる。

「特集／東日本大震災で発生した災害廃棄物等について

(その2)」2013年3月号

加速する災害廃棄物処理」をテーマに、岩手・宮城両県の災害廃棄物処理を中心に紹介

東日本大震災に関する緊急決議

このたびの東日本大震災に見舞われ、亡くなられた皆様のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、被災地域の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

3月11日に発生した大地震と東北地方太平洋岸を襲った大津波は、沿岸部の市町村を中心に多数の死傷者を出し、各地に甚大な被害をもたらした。加えて、福島第一原子力発電所における事故が加わり、今までになく多くの方々が避難生活を余儀なくされている。

今回の大震災は、地震、津波に加えて事故が加わった複合災害であり、廃棄物の形態、形状も従来の災害廃棄物の範囲にとどまらず多種多様にわたっているうえ、環境省の推計では、被災した東北3県の災害廃棄物の総量は、2490万トンといわれており、阪神大震災を大きく上回るのが確実である。その処理にはわが国が総力を挙げて長期に取り組まなければならない、国難とも言うべき状況となっている。このような事態に対処するためには、既存の法制等に捉われない強い指導力と柔軟な対応が必要である。

よって、我々全国都市清掃会議は、会員と協力してできる限りの支援に取り組むとともに、国においては、被災地の実態を直視し、被災地が安心・安全な生活を確保し、復旧・復興が速やかに行われるよう十分な支援を行うことを強く要請する。

平成23年5月26日

社団法人全国都市清掃会議

11. 施設の被害調査

アンケート調査 発災後2週＝3月25日(金)

(1)対象:北海道、東北、関東、新潟、長野、山梨の各県内会員
インターネットによる被害状況のアンケート調査(照会数280)

(2)回答:144団体(回答率50%、うち該当なしが10団体)

発災後2週目の調査であり、回答率は、50%にとどまり、その後状況が変化している場合がある。

(3)地震により被害を受けた施設は103施設

(4)地震により運転を停止した施設は87施設

【このうち停電により運転を停止した施設は39施設】

(5)停電による停止は、2～3日から2週間程度で概ね運転再開。

(6)停電以外で停止した48施設も3月中に概ね復旧

4月以降に復旧の見込みのものは、5施設

(7)復旧後の施設の運営上の問題

- 燃料・薬品(苛性ソーダ等)の調達の見通しが不透明
- 燃料不足による収集車、搬出車両の運行が困難
- 計画停電時の施設運転対応が難しい
- 補修資材の手配、補修要員の確保が困難
- 災害ごみの搬入が徐々に増加している

*なお、今回の調査は、インターネットを利用して実施したが、インターネット環境が被害を受けており、また被災自治体が十分な職員を確保できない等により、十分な回収率が得られなかった。

今後発災時の連絡・通信手段の確保は、最重要課題の1つである。

アンケート結果

	回答団体 (照会数280)	地震被害を受 けた施設	運転を停止 した施設	内停電により運転を停止した施設
北海道	14	1	0	0
青森県	6	4	3	1
岩手県	9	17	16	13
秋田県	9	13	4	4
宮城県	6	31	31	9
山形県	7	2	6	6
福島県	6	8	6	1
茨城県	4	2	1	0
栃木県	6	4	3	1
群馬県	4	2	1	0
千葉県	13	15	8	2
東京都	20	8	4	2
埼玉県	8	5	3	0
神奈川県	10	0	0	0
新潟県	3	0	0	0
長野県	7	1	1	0
山梨県	2	0	0	0
計	134	103	87	39

12. 今回の大震災での廃棄物処理の問題点

- (1)し尿処理(仮設トイレを含む)バキュームカーの確保
- (2)家庭系の災害廃棄物の分別収集、運搬、処理、処分の計画策定
 - * 収集運搬に対する他の自治体からの支援(人員器材)の受入れ
 - * 処理計画策定や補助金申請業務等を行うスタッフの受入れ
- (3)災害廃棄物の性状と発生量の把握
- (4)解体家屋等の災害廃棄物の分別・リサイクルのあり方
- (5)災害廃棄物の一時置場の確保(多くは、路上、空地に積上げ)
- (6)搬入場、作業ヤードの確保・整備
 - (整備しないと災害廃棄物の撤去作業に入れない)
- (7)仮設焼却場の整備
- (8)広域処理による支援の検討
- (9)燃料薬剤等の必要な資器材のストックと調達方法
- (10)小売店などの事業系の災害廃棄物の取り扱い

- (11)食品系災害廃棄物の腐敗への衛生対策(消毒、防臭、防虫等)
- (12)津波による土砂等の対応(選別・リサイクル)
- (13)高齢者等の災害廃棄物の戸別収集への対応
- (14)思い出の品物の取り扱い
- (15)通信連絡手段の断絶・混乱時の連絡方法の確保
(連絡窓口の設置＝複相する情報を集約・整理し受・発信する)
 - * 岩手県・宮城県については、当会議の理事都市を窓口にして効果的に情報の受伝達ができ、情報の把握ができた。
 - * 個々の自治体との連絡手段の確保の検討すべき。
- (16)マニュアルの作成と段階、段階でシュミレーションを重ねておくことの重要性を再認識(訓練の実施、役割・資機材の確認)
- (17)計画に基づいた災害対応の迅速な意思決定の必要
部署毎のミニトップダウン体制があってもいいのでは……
- (18)国における迅速な対応・決定
(支援のスキーム、補助金等)

13. 大規模災害時に対する取り組み課題

(1)災害対策処理体制の整備

廃棄物処理における指揮命令系統等の体制整備

本部機能確立、動員体制、担当者等役割分担の明確化

業務情報の集約、進行管理、連絡通信手段の確保

(2)災害廃棄物の処理計画の策定(迅速かつ効率的処理)

- ・災害廃棄物の性状と発生量の把握
- ・災害廃棄物の分別・リサイクルのあり方
- ・仮置き場、搬入場、作業ヤード、最終処分場の確保
- ・焼却、破碎、選別、分別施設の整備
- ・災害時稼働できるように必要な資機材のストックと確保、調達

(3)自区域内処理と地域ブロック、広域処理

- ・自治体間の支援、民間施設の活用
- ・広域処理を想定した施設整備計画

(4)防災拠点としての廃棄物処理施設の強靱化

地震対策、津波対策として施設及び周辺整備を行う。

2013. 7.3政府与党に緊急要望書提出

- ・広域圏ごとの廃棄物処理の拠点となり得る施設について、災害廃棄物受け入れ分を含めた施設整備(+20%)
- ・防災拠点としての緊急時における始動用電源の確保
- ・電気・熱・水等の供給機能の整備及び災害用バックアップ施設の整備
- ・施設の浸水対策設備の整備
(防塵扉・設備の上位階への移設)
- ・解体跡地の利用
全国に300を超える休廃止ごみ焼却施設があるが、その跡地利用が進んでいない状況を踏まえ、施設を解体の上、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードや備蓄倉庫の整備
- ・休・廃炉の災害時の活用の可能性

(5)自治体間の相互支援協定による支援体制の整備

平時から連携・協力関係の確立

(6)業界団体との災害時の協力協定

定期的に訓練等により役割の確認

協定による協力業務内容と資機材の確認

(7)国の支援の迅速な対応

循環型社会形成推進交付金に係る緊急要望について

1. 老朽化施設の建て替え需要に見合った循環型社会形成推進交付金の確保

廃棄物処理施設の整備は、平成4年度以降は更新需要の大幅な増加を背景に1,000億円～1,500億円規模で推移しました。平成9年度にはダイオキシン類発生防止に係る新ガイドラインが示されたことから、基準に合わない施設の更新・改修が全国で進んだことにより、ピーク時の平成13年度では、2,700億円を超える規模で施設整備がなされております。当時更新・改修された施設の多くは、老朽化が進み、更新時期を迎えている状況にあります（平成23年3月末時点で築年数が20年を超える施設が406施設、30年を超える施設が107施設現存しています）。

市町村においては、その厳しい財政状況の中、一部は延命化工事により対処しておりますが自ずと限界があるため、必要な財源を確保した上で、老朽化施設の更新を進めるとともに、強靱な都市基盤の整備を図ることが喫緊の課題となっております。

については、ダイオキシン対策等で整備した老朽化施設の建て替え需要等（1,000億円超）に見合った循環型社会形成推進交付金を確保すること。

2. 25年度循環型社会形成推進交付金の要望額の確保

廃棄物処理施設を整備するための循環型社会形成推進交付金としては、24年度補正予算で167億円、25年度予算として一般会計に357億円が計上されているものの、環境省からの当初内示においては、各市町村の要望額に対し60%程度しか内示されておりません。

市町村においては、廃棄物処理施設がいわゆる迷惑施設であり、その多くの市町村が地元等との十分な協議・調整を行う必要がある中で、その対応にも困難を極めております。また、内示額の不足は、困難な調整を経てようやく準備の整った施設整備のスケジュールを遅らせ、新たな地元との調整や計画の変更等を迫られるだけでなく、事業実施が不可能となる恐れもあります。

については、25年度循環型社会形成推進交付金の大幅な不足分を、あらゆる機会を捉えて確実に確保すること。

3. 26年度以降の必要な財源の確保と東日本大震災の教訓を踏まえた防災拠点の整備促進

26年度以降、廃棄物処理施設に係る要望額については、建て替え需要の増加に合わせ、右肩上がりで見込まれております。現在の一般会計の予算額の水準では、大幅に不足することは明らかであって、抜本的に必要な額を手当てする方策を講じる必要があります。

一方で、東日本大震災においては、大量に発生した災害廃棄物の円滑な処理体制の構築が大きな課題となったことも踏まえて、廃棄物処理施設を防災拠点と捉え直し、新たに災害対応に必要な施設整備を重点的に進めることが重要であります。

については、26年度以降必要な財源を安定的に確保した上で、東日本大震災の教訓を踏まえた防災拠点の整備を促進するため、以下の施設整備について、十分な財政措置を講じること。

- ①広域圏ごとの廃棄物処理の拠点となり得る施設（ごみ焼却施設及び最終処分場）について、災害廃棄物受入分を含めた施設整備
- ②現在、全国に300を超える休廃止ごみ焼却施設がありますが、その跡地利用が進んでいない状況を踏まえ、施設を解体の上、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードや備蓄倉庫の整備
- ③防災拠点としての緊急時における始動用電源の確保、災害時における電気・熱・水等の供給機能の整備及び災害用バックアップ施設の整備、施設の浸水対策設備の整備
- ④上記の施設整備には多額の費用を要しますが、地域の暮らしの安心・安全を守るため、いずれも緊急に整備が必要な施設（防災拠点）であることから、その役割に応じて交付率をかき上げし（1/2以上）、市町村の厳しい財政事情に配慮すること

ご清聴ありがとうございました。